

平成30年度前期日程入学試験問題（生物基礎及び生物）における
入試過誤に係る検証及び再発防止策報告

平成31年 1月15日

福岡教育大学

目 次

I. はじめに	1
II. 本件入試過誤の経緯	1
1. 当該の出題	1
2. 入試過誤判明の経緯	1
3. 外部からの過誤の指摘に対する本学の検証の経緯	1
4. 過誤に対する本学の対応の経緯	2
III. 入試過誤の発生の原因	3
1. 当該問題の作成者，問題の点検担当者及び理科教育講座主任の意見	3
2. 調査委員会の結論	4
IV. 再発防止策について	4
1. 防止策について	4
2. 早期発見策	4

I. はじめに

本学では、平成30年度前期日程入学試験問題の「生物基礎及び生物」において、出題に過誤があり、当該の問題について受験者全員を正解とすることを決定し、合格判定をやり直したところ、3名が新たに合格者となるという重大な事案を引き起こした。

この報告書は、福岡教育大学入学者選抜試験過誤調査委員会（以下、「調査委員会」という。）でとりまとめた過誤の原因調査結果及び再発防止策について報告するものである。

なお、後述する様々な「経緯」については、平成30年12月28日までのものである。

II. 本件入試過誤の経緯

1. 当該の出題

「生物基礎及び生物」の〔1〕の（問2）「ヒトの体細胞の染色体が46本であることを発見した日本人は誰か答えよ。」

2. 入試過誤判明の経緯

平成30年7月26日（木）、外部機関から「平成30年度前期日程 中等教育教員養成課程・理科専攻の理科（生物基礎及び生物）の問題について、入試課に次のような照会があり、過誤が判明するきっかけとなった。

〔1〕の（問2）「ヒトの体細胞の染色体が46本であることを発見した日本人は誰かを答える問題であるが、染色体が46本であることを発見したとして知られているのは、アメリカ人のチョーとレバンであり、該当する日本人はいないように思われる。（中略）8月3日（金）までに回答願いたい。」

3. 外部からの過誤の指摘に対する本学の検証の経緯

上述の指摘を受けて入試課は、直ちに教育研究担当理事及び入試担当副学長へ報告した。その後、教育研究担当理事及び入試担当副学長の指示により、問題作成担当者、点検担当者及び出題に関わっていない当該科目を専門とする教員に、外部機関からの指摘に対する意見を照会した。

あわせて、7月27日（金）に学外組織に対して当該の問題が過誤か否かに関する予備検証を依頼し、7月31日（火）にその結果を得た。結果は、予備検証を行ったものうち2名が「不適切であると思う」という意見、1名が「不適切ではないと思うが、入試問題として受験生には不親切に感じる」という意見であった。

この予備検証の結果を受けて、入試課と当該講座（出題者）との間で数回の協議を行った。その結果、当該講座から提出された資料をもとに、8月3日（金）に、問題作成担当

者の「出題ミスには該当しない」という見解（当該問題の解答及び根拠を含む）を、過誤を指摘した外部機関へ文書で送付した。

その一方で、前述した予備検証の結果では、「不適切である」という意見が多かったことなどから、福岡教育大学入試過誤検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置して、正式に過誤か否かの検証を行うことを決定した。また同時に、前述の外部機関への文書にもその旨を付記した。

検証委員会は、外部の有識者を含む委員で構成し、8月27日（月）に開催した。審議の結果、「出題ミスであり、解答不能である」との結論を得た。ここまでの経緯については、既に公表していることから、詳細は割愛する。

4. 過誤に対する本学の対応の経緯

8月27日（月曜日）の検証委員会の直後に、福岡教育大学入試過誤対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、第1回対策委員会で、当該問題について受験者全員を正解にすることを決定し、8月29日（水）に合格候補者選考準備会議及び教授会を開催した後、学長が新たな合格者3名を決定した。

同時に、過誤を指摘した外部機関に対しても、検証委員会において、「出題ミスであり、解答不能である」という結論を得たことを通知した。

対策委員会では、新たに合格者となった者への対応を検討し、本人及び保護者に連絡を取り、教育研究担当理事、入試担当副学長、入試実施担当副学長、教育学部長及び事務職員を派遣した。謝罪及び入学についての説明を行った後、個別の事情にも配慮しつつ入学意志の確認を行った結果、3名全員の入学意志を確認した。本学への入学にあたっては、3名それぞれの入学希望日等をもとに、順次、入学式を挙行し入学許可を行っているところである。

さらに、3名の出身高等学校および他大学に在籍する場合には、在籍大学へも経緯等の説明を行った。

また、新たに合格者となった者に、教育面及び学生生活面において、迅速且つ細やかに対応するため、対策委員会に専門部会を設けた。教育学部長を部会長とする「修学支援専門部会」及び学生指導担当副学長を部会長とする「学生生活支援専門部会」を設置し、支援を行っているところである。

なお、事務局長を部会長とする「補償関係専門部会」において、入試過誤によって生じた損害の補償について、新たに合格となった者及び保護者に所要額を照会し、整理・検討しているところである。

一方、入試過誤の原因調査及び再発防止策を検討するために、8月28日（火）、福岡教

育大学入学者選抜試験過誤調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、必要な検討を開始した。調査委員会は、計5回開催し、関係者からの事情聴取と関係書類の調査などを行った。

この検証に基づき、原因とその改善点を検討し、報告書として纏めたので、その概要を報告する。

Ⅲ. 入試過誤の発生の原因

1. 当該問題の作成者、問題の点検担当者及び理科教育講座主任の意見

以下は、当該問題の作成者、問題の点検担当者及び理科教育講座主任（以下、「問題作成者等」という。）から提出された文書を要約したものである。5点に集約し、箇条書きの形式で示す。

- ・問題作成担当者は、本学の「中等教育教員養成課程」のアドミッション・ポリシーである「各専攻でめざす教員の担当科目の全般的な領域での基礎的な知識・技能に関する試験を行い、志望する専攻に対する適正、資質、能力等を正確に評価する」ために、様々な難易度の問題を作成した。
- ・そのなかで、大問〔1〕は染色体に関する知識を問う問題で、問2は、A出版社の教科書「生物基礎」および「高校生物基礎」の巻末資料の年表での記載「ヒトの染色体を 46本と発表 ○○○○（日本人名、以下同じ）」からの出題であるが、巻末資料の解説として「本文で扱った歴史上の人物や関連のある人物を年表にまとめ、生徒の学習の助けとなるよう配慮した」と明記されているため、「ヒトの染色体を 46本と発表 ○○○○」が生物学史上重大な発表であると解釈した。
- ・また、B出版社の「生物Ⅰ」の教科書でも「○○○○ ヒトの染色体数（46本）の確定」と記載されているが、高等学校の全ての教科書において、チョーとレバンの業績については全く記載されておらず、問題文の中で「発見」という語句を使用しているも、教科書の範囲内で問題作成・点検した限りにおいては、通常、科学的な発見をした研究者が、学会や学術論文などで発表し、確定させるため、「発表し確定させたのであれば、当然、その研究者に根拠となる発見があったであろう」と解釈したため、特に違和感を持たなかった。
- ・点検担当者は、問題点検の際に教科書の巻末資料を見て、前述した日本人名が正解であることを予想した後、問題作成担当者にもその人物名が正解であることを確認した。光合成や呼吸などの理論的な内容を問う問題であれば、複数の教科書の本文の記載を見比べて、語句や表現などを入念に点検できたが、この問題は生物学史を問うものであり、巻末資料に明記されていたため、間違いようがないという先入観があった。

- ・今回のように外部の方の予備検証でも意見の分かれる問題に気づき指摘するためには、最低3名の点検者が必要であることを示している。今回の点検作業は複数名で行ったが、その中に生物分野を専門とするものは1名のみであり、生物分野を専門とする1名で出題ミス指摘することは極めて困難であると考え。

2. 調査委員会の結論

検証委員会の検証結果、上述した問題作成者等の文書の分析及び9月27日に行った過誤の原因調査に関する問題作成者等からの事情聴取の結果から、以下のように分析する。

- ①「発表」「確定」という文言を「発見」と解釈したことや、正答と考えていた日本人名について、一部の教科書のみで確認していることが明らかになった。出題者、点検者ともに、当該問題の正答に関する学術情報を得る取り組みが不十分であったと言える。
- ②その上で、学術書等で必要な確認をすることなく、先入観を持ち、出題および確認作業を行った結果、過誤を招いた。

IV. 再発防止策について

調査委員会において、過誤の発生の原因の調査を行った結果、今回のような過誤の防止および早期発見を容易にするために、これまで行ってきた問題作成および点検作業の内容に、以下の項目を加えることが妥当であるとの結論に達した。

この再発防止策については、平成30年12月20日（木）開催の本学入学試験改善室において了承され、入学試験実施委員会において、入試問題の点検要領を整えているところである。

1. 防止策について

- (1) 出題にあたり、問題作成者は複数の学術書、学術論文により、当該事項についての事実を確認する。
- (2) 問題作成者は、問題提出時に、模範解答および配点を提出する。
- (3) 点検者は、初回点検において、教科書などの出題の根拠となる資料等は参照しない状態で解答し、それを模範解答と照らし合わせる。
- (4) 点検者は、点検の際に参照した学術書等を報告する。
- (5) 模範解答と照らし合わせた結果、一致しない場合には、点検者は疑義を申し立てる。
- (6) 疑義が申し立てられた出題について出題者は、疑義を払拭できる根拠、または疑義の結果変更した根拠を提出し、入試実施委員会で検討する。

2. 早期発見策

- (1) 入学試験実施後、速やかに外部組織に、出題の過誤があるか否かの審査を委託することの可能性について、検討する。